

要配慮者利用施設（医療施設 等を除く）の洪水時の避難確 保計画作成要領 （解説付）

海南市総務部危機管理課

平成 27 年 5 月

令和 3 年 6 月修正

1 計画の目的

(1) 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、〇〇（施設名）の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を図ることを目的とする。

(2) 計画の修正

必要に応じて、計画の見直し・修正を行う。

<対象施設>

「要配慮者施設（医療施設等を除く）の洪水時の避難確保計画作成要領」の対象は、水防法第15条第1項第4号口の主として高齢者や障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する人が利用する施設のうち、病院、診療所、介護老人保健施設等の医療施設等を除く施設（以下「要配慮者施設」という。）です。病院、診療所、介護老人保健施設等の医療施設等の洪水時の避難確保計画は、市ホームページ「要配慮者利用施設の避難確保計画作成等について」の関連リンク「要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省ホームページ）」を参考に作成してください。

<報告事項>

水防法第15条の3第2項では、要配慮者施設の所有者又は管理者は、計画を作成したときは、遅滞なく当該計画を市長へ報告するよう、明記しています。また、当該計画を変更したときも同様です。

<計画の作成者>

要配慮者施設の所有者と管理者が異なる場合、原則として、災害時に施設利用者の避難誘導等を行う所有者又は管理者が避難確保計画等を作成してください。

2 計画の適用範囲など

(1) この計画は、「〇〇（施設名）」に勤務又は利用する全ての者に適用する。

(2) 施設の状況

延べ床面積		人数				備考
		昼間・夜間		休日		
		利用者	施設職員	利用者	施設職員	
地上1階	m ²	m ²	昼間	昼間	休日	休日
地上2階	m ²		約 名	約 名		
地上3階	m ²		夜間	夜間	約 名	約 名
地上4階	m ²		約 名	約 名		

○施設の利用者や施設職員等を把握し、施設の規模や利用者等に応じた計画を作成してください。

○利用者数が曜日や時間帯によって変動する場合には、留意が必要です。また、施設職員数が少なくなる夜間や休日の対応についても検討しておくことが必要です。

3 防災体制

防災体制は、次の目安により必要に応じて確立します。

体制区分	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員（※1）
平常時		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難確保計画、緊急連絡網等の更新 ・ 避難誘導資機材の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備 ・ 防災教育・訓練の企画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施 	情報収集伝達要員 避難誘導要員
注意体制	・ 大雨洪水注意報発表 等	・ 気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令 ・ 大雨洪水警報発表 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等の情報収集 ・ 使用する資機材の準備 ・ 保護者への事前連絡 ・ 周辺住民への事前協力依頼 	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒レベル4 避難指示の発令 ・ 大雨特別警報発表 ・ 危険の前兆を確認 等 	・ 避難誘導	避難誘導要員

（※1）自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する内部組織を記述してください。

※上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従ってください。

<防災体制>

○洪水時の体制区分、体制確立の判断時期、活動内容及び活動を実施する要員を検討・記載してください。

<活動内容>

○気象情報の収集から避難誘導までの洪水時における主な活動内容及びその順序について検討してください。

○その際、児童の引渡し等の比較的長時間を要する活動については、浸水前に避難を完了させる観点から、浸水までに十分な時間を確保できる場合を除き、避難後に避難場所を実施することが望まれます。

<体制区分>

○体制は、施設利用者に応じた活動内容、施設の職員数、通常業務への影響等を踏まえ、施設の実情に応じて設定してください。

<体制確立の判断時期>

○体制確立の判断時期は、内水氾濫や河川氾濫の危険性、施設利用者の避難及びその

準備に要する時間等を考慮して設定してください。

<対応要員>

- 各活動を実施する要員を検討してください。
- 夜間や休日など、当該施設等の外にいる施設職員等の非常参集は、氾濫水の到達時間や今までの浸水実績等を勘案し、参集ルートは浸水の可能性のある箇所を避けるなど、施設職員等の安全に配慮してください。

4 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

①収集する情報・手段

(ア) 気象情報

- ・ テレビ（dボタン テレビ和歌山、NHK）・ラジオ
- ・ 防災行政無線（放送内容の電話案内 ☎0120-170089（フリーダイヤル））
- ・ 海南市メール配信サービス【警報等】
- ・ 防災わかやまメール配信サービス【警報・注意報等】
- ・ 気象庁ホームページ【各種気象情報】
- ・ 海南市公式 Facebook ページ、海南市 LINE 公式アカウント

(イ) 河川水位

- ・ テレビ（dボタン テレビ和歌山、NHK）
- ・ 防災わかやまメール配信サービス
- ・ 和歌山県河川雨量防災情報（<http://kasensabo02.pref.wakayama.lg.jp>）

(ウ) 避難情報（警戒レベル3 高齢者等避難、警戒レベル4 避難指示、警戒レベル5 緊急安全確保）

- ・ 広報車（河川のみ）
- ・ 防災行政無線（放送内容の電話案内 ☎0120-170089（フリーダイヤル））
- ・ テレビ（dボタン テレビ和歌山、NHK）
- ・ エリアメール・緊急速報メール
- ・ 海南市メール配信サービス
- ・ 防災わかやまメール配信サービス
- ・ 海南市ホームページ（<http://www.city.kainan.lg.jp/>）
- ・ 海南市公式 Facebook ページ、海南市 LINE 公式アカウント

(エ) 避難場所開設状況

- ・ テレビ（dボタン テレビ和歌山、NHK）
- ・ 海南市メール配信サービス

- ・ 防災わかやまメール配信サービス
- ・ 海南市ホームページ (<http://www.city.kainan.lg.jp/>)
- ・ 海南市公式 Facebook ページ

②停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話、スマートフォン等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて乾電池、バッテリー等を備蓄する。

(2) 情報伝達

①気象情報が発表された場合

別紙○「体制ごとの施設内緊急連絡網」に基づき、気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②警戒体制から非常体制に移行するおそれがある場合

(ア) 所管する海南市役所○○課及び協力を得られる周辺住民にも同様に連絡する。

③非常体制に移行し、避難する場合

(ア) 海南市役所○○課に「これより、○○（避難場所）に避難する。」旨を連絡する。

④避難を完了した場合

(ア) 所管する海南市役所○○課に避難が完了した旨を連絡する。

○緊急時における連絡体制（連絡網及び連絡方法）は、あらかじめ定めておくことが必要です。その際、一般的には、体制ごとに情報を共有しておくべき者は異なる（体制が進むごとに共有すべきものは増えます）ため、体制ごとに連絡体制を定めておくことが望まれます。

○海南市役所○○課などへの連絡は、報告する内容、報告先等について、事前に調整しておくことが必要です。

○利用者家族への連絡は、連絡する内容、連絡がとれない場合の対応等について事前に調整しておき、避難や引渡しに混乱をきたさないようにすることが重要です。

なお、利用者家族の避難状況によっては連絡がとりづらい場合があるため、「災害用伝言ダイヤル」の利用等の連絡方法についても検討しておきましょう。

5 避難誘導

(1) 避難場所

避難場所は、○○（避難場所）とします。

○○（避難場所）への避難が困難な場合には、緊急避難先として本施設の○階へ避難する。

<避難場所の設定>

○避難場所の設定は、立退き避難を基本として、日方川・亀の川・加茂川、貴志川

洪水浸水想定図(想定最大規模)の浸水想定区域外や家屋倒壊等氾濫想定区域外における系列施設及び同種類施設、浸水区域外の最寄りの市指定避難場所の順に優先的に検討します。

市指定避難場所については、市ホームページの「大雨や台風時の避難場所の開設について」を参考にしてください。

なお、貴施設が①河川の家屋倒壊等氾濫想定区域外、②浸水深より居室は高い、③水がひくまで、水・食料・薬等の備えが十分であり、電気、ガス、水道の供給停止などへの対応ができる場合は、屋内安全確保(安全な上階へ移動、安全な上層階に留まるなど)として貴施設の上層階を避難場所に設定することも可能です。

- 万が一、立退き避難が遅れた者や避難場所までの避難が困難な者が発生した場合を想定して、日方川・亀の川・加茂川、貴志川洪水浸水想定図(想定最大規模)の水深等を参考に、近隣施設の上層階を設定しておくことも望まれます。
- 貴施設の上層階を緊急避難先として設定する場合(垂直避難)においても、洪水浸水想定図の水深を超える上層階を設定してください。また、浸水の長期化や孤立によって、水や食料の補給や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うため、必要な備蓄や海南市役所(所管担当課)との連絡体制の確保、最低限必要な照明等の準備を整えておくなどの留意が必要です。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、別紙〇「〇〇(避難場所)までの避難経路図」のとおりです。

<避難経路の設定>

- 日方川・亀の川・加茂川・貴志川の洪水浸水想定図(想定最大規模)、海南市水害・土砂災害ハザードマップを参考に、安全な避難経路を設定してください。
- 避難経路について、施設外に避難する際は危険な場所(崖の下や浸水のおそれのある場所等)は通らないよう設定してください。

また、河川からの氾濫水が到達していなくても、内水による浸水が発生していることも考えられることから、避難する人数等も考慮して、可能な限り標高が高い道路を選定することが望まれます。

- 上層階への緊急避難を緊急避難先に設定している場合は、施設内の避難経路について検討を行い、使用する階段等を設定します。

なお、エレベーターは停電や浸水によって停止することに留意してください。設定した緊急避難先への避難経路についても、市に提出してください。

- 日方川・亀の川・加茂川・貴志川の洪水浸水想定図(想定最大規模)、海南市水害・土砂災害ハザードマップは、海南市役所危機管理課、各支所・出張所で配布しております。

また、海南省ホームページのトップ画面にて「ハザードマップ」と検索⇒「海南省水害・土砂災害ハザードマップ」にて閲覧可能です。

さらに、海南省ホームページのトップ画面の便利なサービス内「海南省地図情報サイト かいなんMAP」にて閲覧できます。

(3) 避難誘導方法

- ①避難場所に誘導するときは、〇〇（避難場所）までの順路、道路状況などについて周知する。
- ②避難誘導では、拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ③避難誘導員は、避難者が誘導員と識別できるように誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて避難ルートや側溝等の危険箇所などに蛍光塗料を塗布するなどして標示する。
- ④ 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ⑤浸水のおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

- 避難誘導方法は、時間帯毎（昼夜、休日）に避難する人数、施設職員数等を考慮して、誘導員の配置や使用する資機材等具体的に定めておくことが必要です。
- 車での避難は、浸水箇所では動けなくなる危険や川沿いの道路から川に転落する危険等を伴うため、安全で確実な移動手段であるかを慎重に判断してください。
- 夜間の屋外への避難は、安全かつ迅速に誘導できるように、避難誘導員は避難者が一見して誘導員と識別できるように明るい色の衣服を着用したり、側溝やがれき等の危険箇所に近づかないよう蛍光塗料を使って避難ルートの誘導を行ったり、安全に配慮した工夫を行ってください。
- 避難途中や避難後における利用者の体調の悪化に対する対応方法は、あらかじめ検討しておくことが必要です。

6 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資機材は、次の表のとおりです。これらの資機材等は、日頃から適切な維持管理に努める。

活動の区分	使用する設備及び資機材等
情報収集・伝達	名簿（施設職員、利用者等）、施設内緊急連絡網、ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯 等 必要に応じて、トランシーバー、投光器 等

避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、保護者緊急連絡網、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、ライフジャケット、蛍光塗料、トランシーバー 等
------	---

※自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載してください。

7 防災教育及び訓練

- (1) 毎年〇月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。
- (2) 毎年〇月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

○水防法が令和3年5月に改正され、施設等の所有者または管理者は、避難確保計画に定めるところにより避難訓練等を行い、その結果を市長に報告することが義務付けられていますので、訓練を実施した際は、市担当課に報告するようにしてください。

○避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。

○研修や訓練には、海南市から地域住民に配布している日方川・亀の川・加茂川・貴志川の洪水浸水想定図(想定最大規模)や水害・土砂災害ハザードマップ、海南市地図情報サイト かいなんMAPなどが活用できます。

○地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設は、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく情報伝達及び避難誘導に関する訓練に変えることができます。(ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合があることの施設職員等への周知や、洪水避難に関する研修を別途実施してください。)

○自衛水防組織を設置し、情報収集を自衛水防組織の業務とする場合には、情報収集訓練についての本項での記述を省略することができます。

8 自衛水防組織の業務に関する事項 (※自衛水防組織を設置する場合に限る)

- (1) 円滑かつ迅速な避難を確保するため、別添「〇〇施設自衛水防組織活動要領」に基づき、自衛水防組織を設置する。

<自衛水防組織の編成>

○休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設は、休日・夜間に在館する施設職員等のみで十分な体制を確保することが難しい場合は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して編成に努めてください。

○夜間や休日など、当該施設等の外にいる施設職員等の非常参集は、氾濫水の到達時間や今までの浸水実績等を勘案して参集ルートについて浸水の可能性のある箇

所を避けるなど、施設職員等の安全に配慮してください。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施する。

- ① 毎年〇月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
- ② 毎年〇月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

<報告事項>

- 水防法第 15 条の 3 第 2 項では、災害時要配慮者施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長へ報告することとなっております。また、当該事項を変更したときも同様です。
- 水防法施行規則第 10 条において、
 - 1 統括管理者の氏名及び連絡先、自衛水防組織を設けた場合
 - 2 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
 - 3 洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先を定めて、遅滞なく、市長へ報告することになっております。また、当該事項を変更したときも同様です。

<適用>

- 本項は、自衛水防組織を設置しない場合には省略することができます。

〇〇施設自衛水防組織活動要領

第1条 管理権限者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては、当該防火・防災 管理者を管理権限者とする。以下同じ）は、洪水時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（1）統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるように組織を統括する。

（2）統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の 権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

（1）班は、統括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（2）各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

（3）△△室（最低限、通信設備を有する場所とする）を自衛水防組織の活動拠点とし、 統括管理者、統括管理者の代行者及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（1）自衛水防組織の装備品は、別表2のとおりとする。

（2）自衛水防組織の装備品については、統括管理者が〇〇〇〇に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

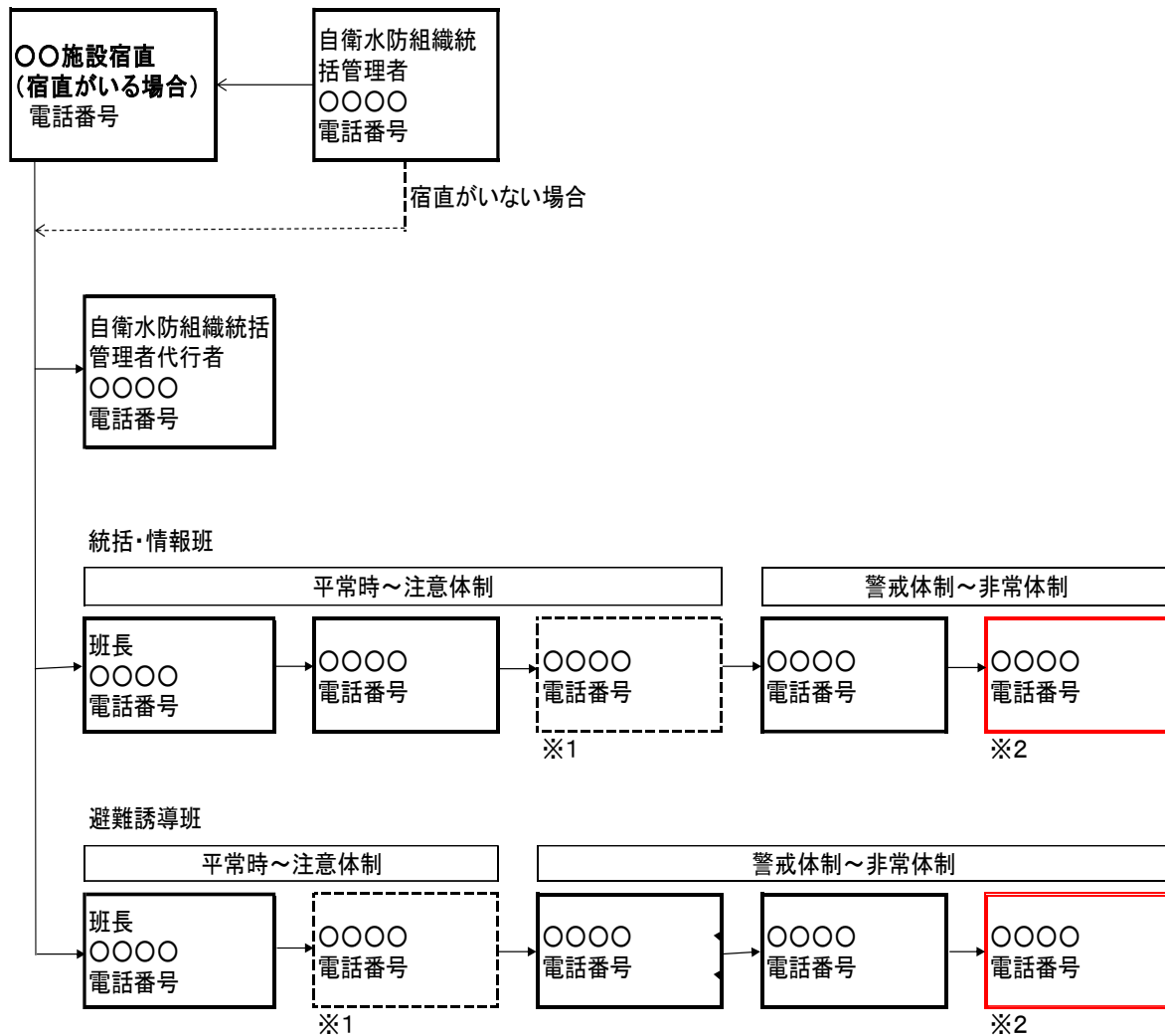
自衛水防組織の編成及び任務

統括管理者		任 務	
○ ○ ○ ○		<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集・伝達、警戒活動、避難誘導、浸水防止活動等について、各班に対し必要な指示や判断を行います。 ・ 平常時には、計画や自衛水防組織等の更新、資機材等の点検・整備及び訓練の企画等の指示を行います。 	
	統括管理者代行者	任 務	
	○ ○ ○ ○	統括管理者が不在の場合、統括管理者の業務を代行して行います。	
	総括・ 情報班	役職及び氏名	任 務
		班長 ○ ○ ○ ○	
		班員 ○名 ○ ○ ○ ○ ○ ○	
	避難 誘導班	役職及び氏名	任 務
		班長 ○ ○ ○ ○	
		班員 ○名 ○ ○ ○ ○ ○ ○	

自衛水防組織装飾品リスト

班	装 備 品
統括・情報班	名簿（施設職員、利用者等）、施設内緊急連絡網 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光器等）など
避難誘導班	名簿（施設職員、利用者等）、保護者緊急連絡網、誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯、携帯用拡声器、携帯用ライフジャケット、蛍光塗料 水、食料、医薬品、寝具、防寒具 必要に応じて、トランシーバーなど

〇〇施設緊急連絡網(自衛水防組織設置の場合)



※1: 平常時～注意体制の場合、連絡を受けた旨を〇〇施設宿直(宿直がない場合は、自衛水防組織統括管理者)に連絡する。

※2: 警戒体制～非常体制の場合、連絡を受けた旨を〇〇施設宿直(宿直がない場合は、自衛水防組織統括管理者)に連絡する。